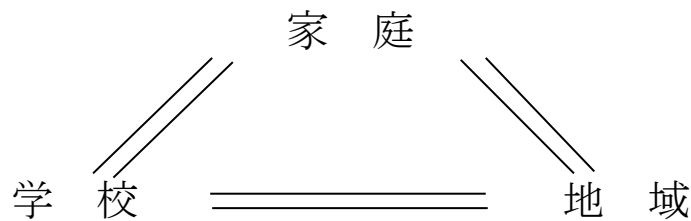


令和 7 年 度

P T A 定 期 総 会



校 訓

英知 友愛 剛健 寛容

学校教育目標

かしこく なかよく たくましく ひろい心で

令和 7 年 6 月 1 0 日 (火)

戸田市立新曽北小学校 P T A

〒335-0021 埼玉県戸田市新曽1367番地

TEL 0 4 8 (4 4 2) 3 8 4 9



総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 校長あいさつ
- 4 議長選出
- 5 書記任命
- 6 議事
 - (1) 令和 6 年度 事業報告
 - (2) 令和 6 年度 決算報告
 - (3) 令和 6 年度 監査報告
 - (4) 令和 7 年度 役員（案）
 - (5) 令和 7 年度 事業計画（案）
 - (6) 令和 7 年度 予算（案）
 - (7) その他
- 7 議長・書記解任
- 8 閉会のことば

令和6年度 P T A会長・本部事業報告

会長

月 日	事業報告
4 7 16. 17. 19 25	新曽北小学校 入学式 1 年生下校補助 学校給食用物資購入委員会
5 2. 7. 10 7 9. 14. 16 17 20. 27. 29. 30 22 23 29	開校 5 0 周年記念誌 受け渡し P T A会計監査 広報紙「あしおと」掲載用 教職員写真撮影 P T A総会資料 配信 広報紙「あしおと」打ち合わせ 学校応援団コーディネーター会議 新曽北小学校 P T A定期総会 学校給食用物資購入委員会
6 3. 4 5 6 7 8 11 14 17 19 21 27	広報紙「あしおと」打ち合わせ プール清掃 戸田市公立学校 P T A連合会 新旧理事会 プールテント設置 学校運営協議会（アドバイザー） 学校応援団コーディネーター会議 新曽北小学校開校 5 0 周年記念 記念誌発送作業 新曽北小学校開校 5 0 周年記念 記念誌発送 沖内囃子 体験教室お手伝い 戸田市公立学校 P T A連合会 総会・懇親会 学校給食用物資購入委員会
7 11 11 12 22	P T A理事会 戸田市公立学校 P T A連合会 第 1 回会長会 P T A補助金 申請 プールテント撤収
8 23 27	戸田市スクールガード・リーダー講習会 学校給食用物資購入委員会
9 4 4 20 24 26 26	民謡教室お手伝い 学校保健委員会 ベルマーク発送 秋の全国交通安全運動 街頭啓発運動 学校給食用物資購入委員会 戸田市公立学校 P T A連合会 第 2 回会長会
10 1 2 21 24 29	学校応援団コーディネーター会議 新曽北小学校 学年費教材費前期会計監査 新曽北小学校 P T A 中間会計監査 新曽北小学校 運動会 前準備（万国旗） 学校給食用物資購入委員会
11 1 6 12 19 22 26	新曽北小学校 運動会 前日準備 新曽北小学校 運動会 給食試食会 学校応援団コーディネーター会議 戸田・蕨地区「青少年健全育成地域の集い」 学校給食用物資購入委員会

12	4	学校応援団コーディネーター会議
	6	P T A理事会
	6	星空観望会
16		戸田市公立学校P T A連合会 第3回会長会
20		学校給食用物資購入委員会
1	9	第1回 北小まつり実行委員会
	21	学校応援団コーディネーター会議
	24	戸田市公立学校P T A連合会 第4回会長会
	24	戸田市公立学校P T A連合会 新年会
	28	学校給食用物資購入委員会
	31	第2回 北小まつり実行委員会
2	1	戸田市公立学校P T A連合会 役員交流会
	3	新入学児童保護者説明会
	26	学校給食用物資購入委員会
3	3	清掃会社 見積り立ち会い
	4	清掃会社 見積り立ち会い
	6	戸田市公立学校P T A連合会 第5回会長会
	12	P T A理事会
	12	P T A役員会
	12	新曽北小学校 学年費教材費後期会計監査
	19	学校応援団コーディネーター会議
	24	新曽北小学校 卒業記念品授与
	24	新曽北小学校 卒業証書授与式
	25	学校給食用物資購入委員会
	27	正門脇の木の剪定立ち会い

本部

月	事業報告
4	1年生下校指導協力 定例会 広報紙「あしおと」打ち合わせ
5	P T A総会資料 打ち合わせ 授業参観 I D受付協力 P T A定期総会資料 印刷 P T A会計監査 P T A役員会 P T A定期総会 P T A定期総会のご案内配信
6	広報紙「あしおと」打ち合わせ 定例会 プール清掃協力 広報紙「あしおと」配付 学校公開 I D受付協力 学校運営協議会 戸田市公立学校P T A連合会 総会・懇親会
7	P T A理事会 定例会 P T Aだより発行 プールテント片付け
8	新曽地区合同学校運営協議会
9	定例会 給食試食会お手紙 印刷・配付 ベルマーク集計
10	定例会 学年費教材費前期会計監査 P T A中間会計監査 運動会万国旗 補修作業 給食試食会
11	運動会前日準備 協力 定例会 運動会協力
12	P T A理事会 定例会
1	第一回 北小まつり実行委員会 北小まつり募集お手紙 印刷 第二回 北小まつり実行委員会
2	戸田市公立学校P T A連合会 交流会 定例会 授業参観 I D受付協力 学校運営協議会
3	P T A理事会 P T A役員会 定例会 P T A案内印刷・配付 学年費教材費後期会計監査 卒業証書授与式

令和6年度 新曽北小学校PTA決算報告書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

〔収入の部〕

△ 減

(単位 円)

項	目	本年度予算額	歳入決算額	差異	摘要				
会	費	930,000	848,000	△ 82,000	500円×4期/年×会員(家庭数389+教職員数35)				
助	成	金	366,800	366,800	0	戸田市助成金(均等割122,000円+人数割@360×680人)			
雑	収	入	400,000	401,050	1,050	預金利息 城北信金461円 特別会計からの戻し 350,000円 給食試食会費用550円			
前	年	度	繰	越	金	362,510	362,510	0	
合	計	2,059,310	1,978,360	△ 80,950					

〔支出の部〕

△ 減

(単位 円)

項		目	本 年 度 予 算 額	執 行 決 算 額	差 異	摘 要
運 営 費	事 務	費	250,000	193,673	56,327	印刷機リース料・コピー用紙・インクカートリッジ他
	会 議	費	10,000	0	10,000	
	慶 弔	費	30,000	0	30,000	
	渉 外	費	30,000	33,000	△ 3,000	市PTA連合会懇親会参加費
	負 担	金	110,000	89,246	20,754	市PTA連合会会費・団体保険料
	雑	費	5,000	4,900	100	振込手数料
	通 信	費	10,000	7,000	3,000	役員通信費
	小 計		445,000	327,819	117,181	
事 業 費	活 動 推 進	費	120,000	92,400	27,600	外部発注印刷代
	学 校 行 事 協 力	費	60,000	62,525	△ 2,525	運動会協力費、卒業式花束他
	ス ポ ー ツ 交 流 会	費	0	0	0	
	児 童 褒 賞	費	120,000	112,200	7,800	卒業記念品
	学 校 教 育 支 援	費	500,000	756,656	△ 256,656	リーバー(健康観察アプリ)、児童活動補助、環境整備補助、業者トイレ清掃他
	子 ど も 会 協 力	費	0	0	0	
	小 計		800,000	1,023,781	△ 223,781	
		備 品 購 入	費	350,000	26,115	323,885
積 立		金	100,000	100,000	0	城北信金(周年行事準備金)
次 年 度 準 備 金			350,000	150,000	200,000	城北信金(一時預け)
予 備		費	14,310	0	14,310	
小 計			814,310	276,115	538,195	
合 計			2,059,310	1,627,715	431,595	

〔差引残額〕

(単位 円)

収入合計金額	支出合計金額	差引残高
1,978,360	1,627,715	350,645

周年行事準備積立金残高	663,309
-------------	---------

上記のとおり、決算報告いたします。なお、残高合計1,013,954円は、次年度へ繰り越します。

戸田市立新曽北小学校PTA会長

石田 修

戸田市立新曽北小学校PTA会計

佐藤 亜希子

〃

片岡 みずほ

上記、監査の結果相違ないことを証します。

令和7年5月7日

戸田市立新曽北小学校PTA会計監査

鎌田 美輪

〃

高橋 富美子

決算報告書の原本には、会長・会計・会計監査の署名捺印があります。

PTA会員でしたら、どなたでも閲覧することができます。ホームページの問い合わせフォームよりご連絡ください。

令和 7 年度 P T A 役員（案）

役職	氏 名
会長	石田 修
副会長	佐々木 恵美
	戸塚 絵美
	荒関 愛
	中田 沙織
	城 美穂子
	鈴木 亜砂子
	川上 奈緒子 教頭先生
会計	片岡 みずほ
	熊木 裕子
会計監査	高橋 富美子
	久保村 里恵
顧問	星野 正義 校長先生

令和7年度 P T A会長・本部事業計画（案）

月	事 業 計 画
4月	新曽北小学校 入学式 P T A会計監査 定例会 1年生下校指導協力 学校運営協議委員会
5月	定例会 戸田市公立学校P T A連合会 新旧会長会
6月	新曽北小学校 P T A定期総会 戸田市公立学校P T A連合会 総会 定例会 学校公開 I D受付協力 プール清掃 広報紙「あしおと」発行
7月	P T A理事会 定例会 学校運営協議委員会
8月	定例会 学校運営協議委員会
9月	定例会
10月	P T A中間会計監査 学年費教材費前期会計監査 給食試食会
11月	学校公開（運動会）協力 戸田市公立学校P T A連合会 交流会 定例会 北小まつり
12月	P T A理事会 定例会 学校運営協議委員会
1月	定例会
2月	新入学児童保護者説明会 定例会 学校運営協議委員会
3月	定例会 P T Aだより発行 新曽北小学校 卒業証書授与式 P T A役員会 P T A理事会 学年費教材費後期会計監査

令和7年度 新曽北小学校PTA 予算(案)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

【収入の部】

△減

(単位:円)

項 目	7年度予算額	6年度予算額	差 異	摘 要
会 費	830,000	930,000	△ 100,000	年間2,000円×会員(家庭数 380+教職員数 35)
助 成 金	366,800	366,800	0	戸田市助成金 (均等割122,000円+児童割360円× 680名)
雑 収 入	150,000	400,000	△ 250,000	次年度準備金 預金利息
前年度繰越金	350,645	362,510	△ 11,865	前年度より繰越
合 計	1,697,445	2,059,310	△ 361,865	

【支出の部】

△減

(単位:円)

項 目		7年度予算額	6年度予算額	差 異	摘 要
運 営 費	事 務 費	200,000	250,000	△ 50,000	印刷機リース料、コピー用紙、インク購入他
	会 議 費	5,000	10,000	△ 5,000	公共施設等会議室使用料
	慶 弔 費	30,000	30,000	0	会員慶弔費
	渉 外 費	35,000	30,000	5,000	会議・研修・講演会・懇親会参加費他
	負 担 金	100,000	110,000	△ 10,000	市PTA連合会会費、市PTA連合会団体保険料
	雑 費	10,000	5,000	5,000	振込手数料
	通 信 費	10,000	10,000	0	役員通信費
	小 計	390,000	445,000	△ 55,000	
事 業 費	活 動 推 進 費	110,000	120,000	△ 10,000	外部発注印刷代
	学校行事協力費	70,000	60,000	10,000	運動会協力費、卒業式花束他
	スポーツ交流会費	0	0	0	
	児 童 褒 賞 費	120,000	120,000	0	卒業記念品
	学校教育支援費	450,000	500,000	△ 50,000	リーバー(健康観察アプリ)、児童活動補助、環境整備補助他
	子ども会協力費	0	0	0	
	小 計	750,000	800,000	△ 50,000	
	備 品 購 入 費	200,000	350,000	△ 150,000	テント修理他
	積 立 金	100,000	100,000	0	城北信金(周年行事準備金)
	次年度準備金	250,000	350,000	△ 100,000	城北信金(一時預け)
	予 備 費	7,445	14,310	△ 6,865	
	小 計	557,445	814,310	△ 256,865	
合 計		1,697,445	2,059,310	△ 361,865	

戸田市立新曽北小学校PTA会則

第1章 名称と事務所

第1条 本会は戸田市立新曽北小学校PTAと称し、事務所を新曽北小学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、児童の健全な育成・福祉の増進につとめ、併せて会員の修養・親睦をはかることを目的とする任意の団体である。

第3章 方 針

第3条 本会は次のような方針に基づいて活動する。

- 1 教育を本旨とする自主独立の民主団体で、他の団体または機関の支配及び干渉を受けない。
- 2 特定の宗教・政党にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- 3 第2条の目的達成のために活動するが、学校の人事、その他管理には干渉しない。
- 4 法令を遵守するとともに、会員の主体性、自主性を尊重する運営を行う。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は本校児童の保護者と本校教職員をもって構成する。

- 1 本会への入会を希望するものは所定の届出書を提出する。
- 2 本会から転居または自由意思によって退会を希望する者は所定の届出書を提出する。但し、子の卒業または、教職員の異動によって会員資格を失った者は自動退会となり、退会届出書提出の必要はない。

第5章 事 業

第5条 本会は第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 児童の健全な育成のための協議、研究
- 2 学校運営、学校の教育活動への援助、協力
- 3 学校及び地域の教育環境の改善、整備
- 4 会員相互の親睦と研修
- 5 その他目的達成に必要な事業

第6章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 若干名（内1名は教頭）
- 3 会 計 2名
- 4 書 記 若干名
- 5 理 事 若干名（第6条1、2、3、4、6項に示す役員）
- 6 顧 問 若干名（学校長は顧問となる）
- 7 会計監査 2名

第7条 役員は次の方法で選出する。

- 1 会長、副会長（1名は教頭）、会計、書記、会計監査は、会員の中から候補者を選出し理事会で選考し役員会にはかり承認を得る。その推薦を得て総会において承認を得る。
- 2 顧問は学校長がこれにあたる。他に1年毎に理事会の推薦を得て顧問を置くことができる。
- 3 会計監査は第6条1、2、3、4、6項に示す役員以外の会員より選出する。

第8条 会長、副会長、会計、書記、会計監査に欠員を生じた場合は必要に応じて理事会で選考し、役員会にはかり承認を得なければならない。

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3 理事は理事会において事業の企画立案をすると同時に会務を分掌する。
- 4 会計は予算に基づいて会計事務を処理し、本会の財産を管理し、定期総会において決算報告をする。
- 5 顧問は本会の運営に参与し、すべての会議に出席して発言することができる。
- 6 会計監査は監査のみ行い、本会の運営には携わらない。年2回及び必要に応じて本会の会計事務を監査する。

第10条 役員の任期は1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。役員の任期途中に欠員が生じた場合、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 会 議

第11条 会議は総会、役員会、理事会とし、会長が招集する。各会議の議長はその都度選出するものとする。但し、書面による会議の場合は、議長選出は不要とする。

第12条 各会議は下記に基づき開催するものとする。

- 1 総会は全会員をもって構成し毎年1回開く。その定足数は、全会員の1/3以上とする。なお、委任状も認める。但し、会長が認めた場合は、書面（Web等を含める）による総会を開催し審議することができる。
- 2 総会は最高議決機関として、役員人事の承認、予算・決算の審議ならびに承認、会則の改廃及び主たる事業計画等について出席会員の過半数の賛成をもって議決する。また、書面による総会の議事はその過半数で議決する。
- 3 臨時総会を必要により開くことができる。但し、役員会の決議により要請がある場合は必ず開かなければならない。また、会長が認めた場合は、書面（Web等を含める）による臨時総会を開催し審議することができる。
- 4 役員会は第6条の1、2、3、4、6項に示す役員ならびに必要に応じた教職員をもって構成する。総会に次ぐ議決機関で、各種議案の審議ならびに決定、細則の決定ならびに変更、補正予算の承認、その他必要事項の処理等を行う。理事会において必要と認めた場合に開催する。
- 5 理事会は第6条の5項に示す役員をもって構成する。必要に応じて随時開催し、事業の企画立案、役員人事の推薦、緊急事項の処理等について協議し、決議事項を執行する。

第8章 運 営

第13条 本会に属する全会員をもって事業を行う。

第9章 会 計

第14条 本会の経費は会費、寄付金、事業収益金、その他をもってこれにあてる。

第15条 会費

- 1 本会の会費は、世帯単位とし、年額2,000円(各期500円)をまとめて納入する。
(第一期4月～6月・第二期7月～9月・第三期10月～12月・第四期1月～3月)
但し、災害や感染症拡大等により学校休業期間があった場合、それを考慮し会費を減額または免除することができる。
- 2 途中入会については、入会した翌期分以降をまとめて納入する。
- 3 退会については、退会した翌期分以降の残金を返金する。

第16条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づき執行されなければならない。

第17条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 個人情報保護

第19条 個人情報保護法の改正・施行（平成29年5月30日）に伴い、戸田市立新曽北小学校PTAはこの法律の内容を理解し履行する。

- 1 会員の個人情報の取得及び利用にあたっては、新曽北小PTAの活動以外に使用しない。
- 2 取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者へ提供しない。
- 3 集約された個人情報は、新曽北小PTA会長・副会長が管理する。管理するにあたっては、施錠できるPTA保管庫に保管する。
- 4 当該本人から個人情報の訂正及び削除が求められた場合は、これに応じる。

第11章 その他

第20条 本会の運営に関して必要な細則を、会則に反しない限りにおいて、役員会の議決を経て別に定めることができる。役員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 本会則は平成19年5月11日から施行する。
- 2 本会則は平成23年4月26日から一部改正し施行する。
- 3 本会則は平成24年5月2日から一部改正し施行する。
- 4 本会則は平成29年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 本会則は平成30年4月25日から一部改正し施行する。
- 6 本会則は令和2年1月24日から一部改正し施行する。
- 7 本会則は令和2年7月7日から一部改正し施行する。
- 8 本会則は令和3年6月3日から一部改正し施行する。
- 9 本会則は令和4年5月30日から一部改正し施行する。

戸田市立新曽北小学校PTA細則

第1条 本部

- 1 本部は会長、副会長、会計、書記によって構成し、全PTA会員の代表として、PTA活動が円滑に行われるようサポートする。

第2条 戸田市公立学校PTA連合会 保険制度

- 1 本会はPTA活動に伴う会員の安全を確保するため、戸田市公立学校PTA連合会保険制度に加入する。

第3条 経費の支出

- 1 本会の経費を支出する場合は、会長の承認を必要とする。

第4条 戸田市子ども会育成連合会

- 1 地域児童の健全育成という観点から、学区内の子ども会育成連合会との協力体制を維持する。
- 2 事前要請があれば、必要に応じて、子ども会育成連合会の代表者もしくは代理の者は、理事会に出席できる。但し、議決権はないものとする。

第5条 慶弔規定

本会の慶弔については次の通りとする。

- 1 本会は次の場合に弔慰金を贈る。
会員死亡の場合 5,000 円 児童死亡の場合 5,000 円
上記、弔慰金の他に、供花等をお供えする。
但し、宗教等を考慮しそれに限らない。
- 2 その他慶弔に関して特別な事情が発生した場合は、その都度理事会で協議することができる。

附 則

- 1 本細則は平成 19 年 5 月 11 日から施行する。
- 2 本細則は平成 23 年 4 月 26 日から一部改正し施行する。
- 3 本細則は平成 24 年 5 月 2 日から一部改正し施行する。
- 4 本細則は平成 30 年 4 月 25 日から一部改正し施行する。
- 5 本細則は令和 2 年 1 月 24 日から一部改正し施行する。
- 6 本細則は令和 3 年 6 月 3 日から一部改正し施行する。
- 7 本細則は令和 4 年 5 月 30 日から一部改正し施行する。

家庭教育宣言

現代の子供たちを取り巻く環境は、様々な情報伝達ツールの発達により、必要性の是非に関わらず、流れ込む情報に翻弄されている状況です。

このような環境の中で、自立した人間形成、社会で生きていくコミュニケーション力、健全な心身をはぐくむ為の生存力を身に付ける為には、もう一度、これまでの家庭、学校、地域社会での教育のあり方を振り返り、協働して子供たちを育てることが重要です。その中でも家庭での教育、習慣は最も重要であると考えます。

戸田市公立学校PTA連合会では、子供たちへの家庭での教育、習慣を身に付ける為の基本的な指針を定め、家庭の中で実践することが大切だと考え、ここに「家庭教育宣言」をします。

1 子供の自主性を尊重して、自立した人間性を育みます

○すすんで挨拶・返事をさせます

2 他者への思いやりや優しさを大切にして、健全な心を育みます

○いじめを絶対にさせない、見逃さないようにさせます

3 社会の一員であることを自覚し、ルールを守る心を育みます

○すすんで家の手伝い、地域活動への参加をさせます

4 規律のある生活習慣・食生活で、健全な体を育みます

○早寝、早起き、朝食を習慣化させます

5 毎日の基本的な学習習慣で、遅く^{たくま}しく生きるための知を育みます

○家庭学習を習慣化させます

平成28年6月

戸田市公立学校PTA連合会